施策124 健康づくりの推進

基本事業1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

(主担当:健康増進課)

主な取組内容

- 1. 市町、企業及び医師会等関係団体に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
- 2. 健康づくりにおける個人の取組の動機づけと社会全体でその取組の継続を支える環境づくりを行います。
- 3. 喫煙や受動喫煙の害についての啓発や改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の周知を行うなど、飲食店における受動喫煙防止対策を進めます。
- 4. 給食施設を運営する事業者や「健康づくり応援の店」等と協働して、健康に配慮した食の提供を行うなど、食環境の整備を進めます。
- 5. 健康的な食生活が実践できるよう、バランスの取れた食事に関する普及啓発及び食に関する 専門職やボランティアの育成とネットワークづくりを行います。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画(第2次)に基づき、健康づくりの取組に関する普及啓発を行うとともに、地域保健と職域保健の連携をはかり、生涯を通じた切れ目のない保健サービスの提供を目指して地域の健康づくりネットワークの構築に取り組んでいるところです。令和3年度は新型コロナ感染症の流行により事業を縮小し実施しました。

(1) 働き盛り世代を対象としたポピュレーションアプローチ

ア 全国統一取組週間・月間での取組

名称	取組日	内容
健康増進普及月間	令和3年 9月1日~30日	啓発:庁舎内特設コーナーにてリーフレット 配布・ポスター掲示
がん征圧月間	令和3年 9月1日~30日	啓発:庁舎内特設コーナーにてリーフレット 配布
がん検診受診率 50%達成に向けた集中 キャンペーン月間	令和3年 10月1日~31日	啓発:庁舎内特設コーナーにてリーフレット 配布・イベントにおける啓発
世界糖尿病デー 全国糖尿病週間	令和3年 11月6日~19日	啓発:庁舎内特設コーナーにてリーフレット 配布・桑名旅券コーナーにて啓発物品 の配布
女性の健康週間	令和4年 3月1日~8日	啓発:庁舎内特設コーナーにてリーフレット 配布・ポスター掲示

(2) 三重とこわか健康マイレージ事業

県民が健康づくりに取り組むことで、疾病予防と健康増進、介護予防を進めることができる環境づくりを行いました。

ア マイレージ取組協力事業所

従業員や県民に健康づくり取組メニューを提供する事業所

管内認定事業所 17件(令和4年3月現在)

イ マイレージ特典協力店

健康づくりに取り組む県民に、さまざまな特典を提供する店舗

管内認定店舗 154件(令和4年3月現在)



(3) たばこ対策

たばこ対策について普及啓発を行うとともに、関係者が積極的に取り組んでいけるよう支援を行いました。

また、地域の実情に応じた受動喫煙防止対策や禁煙支援を実施し、たばこ対策を推進しました。

ア 啓発活動

「世界禁煙デー」「禁煙週間」の啓発

庁内特設ブースでの啓発

日 時 令和3年5月31日~6月6日

場 所 桑名庁舎1階 保健所玄関

内 容 のぼりの掲示及びポスターの掲示、リーフレットの配布

イ 受動喫煙防止対策

(ア)「たばこの煙のないお店」認証制度

平成18年6月から県が食品衛生協会に委託を行い、県内全域で実施している「たばこの煙のないお店」認証制度により、飲食店等での受動喫煙防止を啓発しました。

管内認証店 84店舗(令和4年3月現在)

(イ) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の周知啓発

平成30年7月に成立した改正健康増進法に基づく受動喫煙対策について、周知しました。 チラシ配布 200枚

2 健康食育推進事業

県民の健康的な食生活の実現に向けて、各ライフステージにおいて県民自らが健康的な食生活の取組ができるように、多様な主体と連携した食育活動を推進し、県民に対してバランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。

(1) 野菜フル350推進事業

県民の食生活において、全ての年代で野菜の摂取が不足、食塩のとりすぎが課題となっています。 県民が健康的な食生活を実践できるように、栄養バランスを基本とした野菜摂取の増加とうす味への 定着を推進しました。

啓発活動

実施日	事業名(協働先)	内容	対象者
令和3年 6月1日~ 6月30日	食育月間協働啓発 (健康づくり応援の店)	啓発:野菜摂取推進, 食育	26店舗 約1400名



(2)健康づくり応援の店事業

健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店を「健康づくり応援の店」として登録し、県民への健康づくり情報発信店舗として機能するよう支援を行いました。

77 1 7V N3 1 AB MU	0.0
官内登録占舗数	26

3 栄養施行事務事業

(1)給食施設数及び指導状況

健康増進法第22条に基づき、特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設の栄養改善指導を実施しました。

ア 巡回指導

	特定給食施設	一般給食施設	計
施設数	127	65	192
指導施設数	0	0	0

(2) 地区組織活動支援状況

地域における食生活改善のボランティアとして活躍している食生活改善推進員の地区組織活動の円滑な運営が行われることを目的に支援を行いました。

食生活改善推進連絡協議会へ情報提供

内容	講義資料「高齢者の体の変化と食事」 レシピ「やさしい在宅介護食」
----	-------------------------------------

(3) 市町栄養改善支援状況

市町栄養士の資質向上と栄養改善施策の充実を図るために業務検討や情報交換等を行うとともに必要な技術支援を行いました。

業務検討会

月 日: 令和3年12月13日

対 象:管内市町栄養業務担当者 9名

内 容:コロナ禍における各事業の工夫点について、災害時の食生活支援について情報交換

災害時におけるアレルギー対応について情報提供

(4)食品表示指導

食品表示法に基づく栄養成分表示、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の相談・指導を行いました。

ア 個別相談・指導

相談・指導件数	14件
---------	-----